

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2024年6月19日

【会社名】 株式会社ヤマト

【英訳名】 YAMATO CORPORATION

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長執行役員 町田 豊

【本店の所在の場所】 群馬県前橋市古市町118番地

【電話番号】 (027)290 - 1800(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役執行役員管理本部長 藤井 政宏

【最寄りの連絡場所】 東京都台東区寿二丁目1番13号偕楽ビル(寿)2階 当社東京支店

【電話番号】 (03)6803 - 2163(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役専務執行役員 片沼 聡

【縦覧に供する場所】 株式会社ヤマト 東京支店
(東京都台東区寿二丁目1番13号偕楽ビル(寿)2階)

株式会社ヤマト 埼玉支店
(埼玉県さいたま市岩槻区西原台一丁目1番10号)

株式会社ヤマト 横浜支店
(神奈川県横浜市西区高島二丁目6番32号横浜東口ウィスポーツビル16階)

株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

当社は、2024年6月18日の定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものです。

2【報告内容】

(1) 株主総会が開催された年月日

2024年6月18日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 剰余金の処分の件

イ 株主に対する剰余金の配当に関する事項及びその総額

1株につき金27円 総額680,938,029円

ロ 効力発生日

2024年6月19日

第2号議案 取締役9名選任の件

町田 豊、吉井 誠、片沼 聡、木村哲夫、佐藤邦昭、藤井政宏、鳥居博恭、石田哲博、河本榮一を取締役に選任するものです。

第3号議案 監査役2名選任の件

齋藤利明、金井祐二を監査役に選任するものです。

第4号議案 退任取締役に対する退職慰労金贈呈の件

退任取締役北村 誠に対し、在任中の労に報いるため、当社所定の基準による相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈することとし、その具体的金額、贈呈の時期及び方法等は、取締役会に一任するものです。

<株主提案(第5号議案)>

第5号議案 (1) 剰余金の処分の件

剰余金の処分を以下のとおりとする。本議案は、本定時株主総会において当社取締役会が剰余金の処分の件を提案する場合には、同議案とは独立して追加で提案するものである。

(ア) 配当財産の種類

金銭

(イ) 一株あたり配当額

金100円から、本定時株主総会に当社取締役会が提案し本定時株主総会において承認された当社普通株式1株当たり剰余金配当金額を控除した金額(本定時株主総会において当社取締役会が剰余金の処分の件を提案しない場合には金100円)

(ウ) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき上記(イ)の1株当たり配当額(配当総額は、1株当たり配当額に2024年3月20日現在の当社発行済み普通株式総数(自己株式を除く。)を乗じて算出した金額)

(エ) 剰余金の配当が効力を生じる日

本定時株主総会の日

(オ) 配当金支払開始時

本定時株主総会の日翌営業日から起算して、3週間後の日

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成(反対)割合 (%)
第1号議案	225,669	15,753	0	(注) 1	可決 93.417
第2号議案				(注) 2	
町田 豊	204,276	37,146	0		可決 84.561
吉井 誠	214,196	27,226	0		可決 88.668
片沼 聡	214,201	27,221	0		可決 88.670
木村 哲夫	214,201	27,221	0		可決 88.670
佐藤 邦昭	214,201	27,221	0		可決 88.670
藤井 政宏	214,201	27,221	0		可決 88.670
鳥居 博恭	214,201	27,221	0		可決 88.670
石田 哲博	214,289	27,133	0		可決 88.706
河本 榮一	214,288	27,134	0		可決 88.706
第3号議案				(注) 2	
齋藤 利明	225,600	15,822	0		可決 93.389
金井 祐二	209,968	31,454	0		可決 86.918
第4号議案	200,571	40,851	0	(注) 1	可決 83.028
第5号議案	42,279	199,143	0	(注) 1	否決 82.436

(注) 1 . 出席した株主の議決権の過半数の賛成によります。

2 . 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成によります。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主のうち賛否に関して確認できたものを合計したことにより、決議事項の可決又は否決が明らかになったため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。